

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	六
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(六件)	(農林水産経営支援課)	六
○認証食品の認証	(食産業振興課)	八
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	八
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	八
○道路の区域決定	(道路課)	八
○道路の区域変更(二件)	(同)	九
○都市計画事業の認可(二件)	(都市計画課)	九
○開発行為に関する工事の完了(四件)	(建築宅地課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	一一

宮城海区漁業調整委員会

告 示

- まだら固定式さし網漁業の制限
- 流し網漁業等の制限

一七

○宮城県告示第九百七十四号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社木村土建

2 所在地 宮城県東松島市大塩字五台二十三番地二

3 代表者の氏名 代表取締役 木村 浩章

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大塩字荻窪三十二番四

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設

木くずの破碎施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

六 申請年月日

平成二十六年十一月十三日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

介護保険事業所番号 ○四七〇七〇一〇三八	事業所の名称及び所在地 東京インテリアMS仙台二 名取市手倉田字諏訪五百二 十四番地	事業者の名称又は氏名 株式会社東京インテリア メデイカルサービス	指定年月日 平成二十六年 十月一日
-------------------------	---	--	-------------------------

○宮城県告示第九百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二六六四	事業所の名称及び所在地 さわやかデイサービス 石巻市蛇田字新東前沼三百 二十六番地三	事業者の名称 株式会社陽良志真	指定年月日 平成二十六年 九月一日
○四七三二〇〇九九八	ケアプランセンターえりど う 遠田郡美里町北浦字清水谷 地二十九番地	ルーク株式会社	平成二十六年 九月十五日
○四七〇二〇二六九八	居宅介護支援センターぱ れつと上品 石巻市成田字小塚百七十三 番地	株式会社ぱれつと上品	平成二十六年 十月一日
○四七二六〇〇八九九	七ヶ浜第二清楽苑居宅介護 支援事業所 宮城県七ヶ浜町花測浜字高 山二十五番三	社会福祉法人千賀の浦福 祉会	平成二十六年 十月十五日

○宮城県告示第九百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七一五〇二二七八	事業所の名称及び所在地 訪問介護事業所ゴールデン スタッフ大崎	事業者の名称又は氏名 株式会社ゴールデンス タッフ	指定年月日 平成二十六年 九月十五日
-------------------------	---------------------------------------	---------------------------------	--------------------------

一 介護予防訪問介護

○四七〇二〇二六七二	大崎市古川南町三丁目六番 十三号	株式会社フレンド	平成二十六年 十月一日
------------	---------------------	----------	----------------

二 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号 ○四七〇五〇一〇四〇	事業所の名称及び所在地 気仙沼訪問リハビリステー ション 気仙沼市田中前四丁目二番 地七	事業者の名称又は氏名 一般財団法人訪問リハビ リテーション振興財団	指定年月日 平成二十六年 十月一日
-------------------------	--	---	-------------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二六六四	事業所の名称及び所在地 さわやかデイサービス 石巻市蛇田字新東前沼三百 二十六番地三	株式会社陽良志真	平成二十六年 九月一日
○四七〇七〇一〇二〇	リハビリデイサービスna gomi名取店 名取市増田八丁目一番二十 三号	GCストーリー株式会社	平成二十六年 九月一日
○四七二二〇二四四二	MIKOTO・スポーツ 登米市登米町寺池桜小路七 十一番地五	株式会社はなみち	平成二十六年 九月十五日
○四七〇二〇二六八〇	デイサービスセンターぱ れつと上品 石巻市成田字小塚百七十三 番地	株式会社ぱれつと上品	平成二十六年 十月一日
○四七〇八〇〇四六七	デイサービスひかり 角田市梶賀字一里壇百四十 五番地六	株式会社ケアハウス青葉	平成二十六年 十月一日
○四七〇九〇〇六九七	デイサービス ヒマワリ 多賀城市高崎二丁目二十二 番八号	株式会社ヒマワリ	平成二十六年 十月一日
○四七一三〇一八〇四	デイサービスセンター金成 ポプラの家3号館 栗原市金成上町三十四番地	合同会社金成ポプラの家	平成二十六年 十月十五日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七〇七〇一〇三八	事業所の名称及び所在地 東京インテリアMS仙台二 名取市手倉田字諏訪五百二 十四番地	事業者の名称又は氏名 株式会社東京インテリア メデイカルサービス	指定年月日 平成二十六年 十月一日
-------------------------	---	--	-------------------------

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七〇七〇一〇三八	事業所の名称及び所在地 東京インテリアMS仙台二 名取市手倉田字諏訪五百二 十四番地	事業者の名称又は氏名 株式会社東京インテリア メデイカルサービス	指定年月日 平成二十六年 十月一日
-------------------------	---	--	-------------------------

○宮城県告示第九百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二〇二九	事業所の名称及び所在地 介護ステーションそよかぜ 石巻市大街道東二丁目十番 三十号	事業者の名称又は氏名 株式会社ホームケア	廃止年月日 平成二十六年 九月一日
○四七〇二〇一八五六	七福訪問介護 石巻市蛇田字中埜二十一	株式会社レインボー	平成二十六年 九月三十日
○四七一一〇一三九五	広域介護サービス田尻 大崎市田尻沼部字富岡浦二 十五番地の三	株式会社宮城登米広域介 護サービス	平成二十六年 九月三十日
○四七二六〇〇六〇〇	今徳ヘルパーステーション 宮城県松島町高城字西柳二 十番地の四	株式会社コーディアル・ ケア今野	平成二十六年 九月三十日
○四七二八〇〇二一八	公益財団法人宮城厚生協会 なかにいださつきヘルパー ステーション 加美郡加美町矢越三百四十 五番地	公益財団法人宮城厚生協 会	平成二十六年 九月三十日
○四七〇六〇〇一九八	白石介護センター 白石市郡山字荒屋敷十四番 地二	有限会社白石介護セン ター	平成二十六年 十月三十一日

○四七一一〇〇四七九	いんすばいあ 岩沼市中央一丁目二番十三 号	株式会社日本社会福祉総 合研究所	平成二十六年 十月三十一日
------------	-----------------------------	---------------------	------------------

二 訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六二八九〇〇一三	事業所の名称及び所在地 公益財団法人宮城厚生協 会 会 中新田訪問看護ステーション 加美郡加美町矢越三百四十 五番地	事業者の名称又は氏名 公益財団法人宮城厚生協 会	廃止年月日 平成二十六年 九月三十日
-------------------------	--	--------------------------------	--------------------------

三 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一八三一	事業所の名称及び所在地 YI'Sケアサポート株式 会社 石巻市成田字小塚百七十三	事業者の名称又は氏名 YI'Sケアサポート株 式会社	廃止年月日 平成二十六年 九月三十日
○四七二六〇〇五九二	今徳デイサービスセンター 宮城県松島町高城字西柳二 十番地の四	株式会社コーディアル・ ケア今野	平成二十六年 九月三十日

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七〇三〇〇六五八	事業所の名称及び所在地 アースサポート塩釜 塩釜市旭町十八番十三号	事業者の名称又は氏名 アースサポート株式会社	廃止年月日 平成二十六年 九月九日
○四七〇七〇〇三四五	株式会社東京インテリア 家 具メデイカルサービス事業 所 部 名 取 市 手 倉 田 字 諏 訪 五 百 二 十 四 番 地	株式会社東京インテリア 家具	平成二十六年 九月三十日

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七〇三〇〇六五八	事業所の名称及び所在地 アースサポート塩釜 塩釜市旭町十八番十三号	事業者の名称又は氏名 アースサポート株式会社	廃止年月日 平成二十六年 九月九日
○四七〇七〇〇三四五	株式会社東京インテリア家 具メデイカルサービス事業 所 部 名 取 市 手 倉 田 字 諏 訪 五 百 二 十 四 番 地	株式会社東京インテリア 家具	平成二十六年 九月三十日

具メデイカルサービス事業 部仙台営業所 名取市手倉田字諏訪五百二 十四番地	家具	九月三十日
--	----	-------

○宮城県告示第九百七十九号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一八四九	事業所の名称及び所在地 YI'Sケアサポート株式会社居宅介護支援センター 石巻市成田字小塚百七十三	事業者の名称又は氏名 YI'Sケアサポート株式会社	廃止年月日 平成二十六年九月三十日
○四七〇六〇〇一九八	白石介護センター 白石市郡山字荒屋敷十四番地二	有限会社白石介護センター	平成二十六年十月三十一日
○四七二六〇〇六一八	今徳居宅介護支援事業所二 宮城県松島町高城字西柳二十番地の四	株式会社コーディアル・ケア今野	平成二十六年十月三十一日

○宮城県告示第九百八十号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護 介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二〇二九	事業所の名称及び所在地 介護ステーションそよかぜ 石巻市大街道東二丁目十番三十号	事業者の名称又は氏名 株式会社ホームケア	廃止年月日 平成二十六年九月一日
○四七〇二〇一八五六	七福訪問介護 石巻市蛇田字中塚二十一	株式会社レインボー	平成二十六年九月三十日
○四七一五〇一三九五	広域介護サービス田尻 大崎市田尻沼部字富岡浦二十五番地の三	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十六年九月三十日

二 介護予防訪問看護

○四七二六〇〇六〇〇	今徳ヘルパーステーション 宮城県松島町高城字西柳二十番地の四	株式会社コーディアル・ケア今野	平成二十六年九月三十日
○四七二八〇〇二一八	公益財団法人宮城厚生協会 なかにいださつきヘルパーステーション 加美郡加美町矢越三百四十五番地	公益財団法人宮城厚生協会	平成二十六年九月三十日
○四七〇六〇〇一九八	白石介護センター 白石市郡山字荒屋敷十四番地二	有限会社白石介護センター	平成二十六年十月三十一日
○四七一〇〇〇四七九	いんすばいあ 岩沼市中央一丁目二番十三号	株式会社日本社会福祉総合研究所	平成二十六年十月三十一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四六二八九〇〇一三	事業所の名称及び所在地 公益財団法人宮城厚生協会 中新田訪問看護ステーション 加美郡加美町矢越三百四十五番地	公益財団法人宮城厚生協会	平成二十六年九月三十日
-------------------------	---	--------------	-------------

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一八三二	事業所の名称及び所在地 YI'Sケアサポート株式会社居宅サービスセンター 石巻市成田字小塚百七十三	YI'Sケアサポート株式会社	平成二十六年九月三十日
○四七二六〇〇五九二	今徳デイサービスセンター 宮城県松島町高城字西柳二十番地の四	株式会社コーディアル・ケア今野	平成二十六年九月三十日

介護保険事業所番号 ○四七〇三〇〇六五八	事業所の名称及び所在地 アースサポート塩釜 塩釜市旭町十八番十三号	事業者の名称又は氏名 アースサポート株式会社	廃止年月日 平成二十六年九月九日
○四七〇七〇〇三四五	株式会社東京インテリア家具 具メデイカルサービス事業所 部仙台営業所	株式会社東京インテリア家具	平成二十六年九月三十日

名取市手倉田字諏訪五百二十四番地

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇三〇〇六五八	アースサポート塩釜 塩釜市旭町十八番十三号	アースサポート株式会社	平成二十六年 九月九日
〇四七〇七〇〇三四五	株式会社東京インテリア 家具メデイカルサービス事業 部仙台営業所 名取市手倉田字諏訪五百二十四番地	株式会社東京インテリア 家具	平成二十六年 九月三十日

〇宮城県告示第九百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一一五〇〇七二二	ケア コンシェルジュ 大崎市古川福沼一 十八一十九メモリア ルパークB棟二〇二	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社コン フォート	平成二十六年 十一月十八日
〇四一二七〇〇五二八	ふれんず 黒川郡富谷町富ヶ丘 二一十一一十二長澤 整形外科二階	自立訓練（生活 訓練）	特定非営利活 動法人自閉症 ピアリングセ ンターここね つと	平成二十六年 十二月一日

〇宮城県告示第九百八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百十二加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち柞沢の区域	平成二十六年十一月二十五日	本吉郡南三陸町歌津字 柞沢六十一三 及川隆喜 本吉郡南三陸町歌津字 柞沢八十一三 及川健	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十九 号）第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	七人

〇宮城県告示第九百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第百十七加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち長柴の区域	平成二十六年十一月二十五日	本吉郡南三陸町歌津字 長柴四十一 千葉初一 本吉郡南三陸町歌津字 長柴四十九一 及川亀司	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十九 号）第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	二人

〇宮城県告示第九百八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定

する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百十八加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の歌津支所 の地区のうち 小沼の区域	平成二十六年 十一月二十五 日	本吉郡南三陸町歌津字 小沼百四十五 三浦次男 本吉郡南三陸町歌津字 小沼五十九一三 三浦洗輝	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第九十 八条の四に規 定するわかれ 養殖業	四人

○宮城県告示第九百八十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百二十一 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の歌津支所 の地区のうち 草木沢の区域	平成二十六年 十一月二十五 日	本吉郡南三陸町歌津字 草木沢百十三一三 及川功 本吉郡南三陸町歌津字 草木沢九十九一五 及川博	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第九十 八条の四に規 定するわかれ 養殖業	二人

○宮城県告示第九百八十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百二十二 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の歌津支所 の地区のうち 浪板の区域	平成二十六年 十一月二十五 日	本吉郡南三陸町歌津字 浪板百四十五一 及川正男 本吉郡南三陸町歌津字 浪板百五十五 及川征記	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第九十 八条の四に規 定するわかれ 養殖業	二人

○宮城県告示第九百八十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百三十二 加入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に 基づき、宮城 県漁業協同組 合の歌津支所 の地区のうち 石浜の区域	平成二十六年 十一月二十五 日	本吉郡南三陸町歌津字 石浜百一 佐藤輝彦 本吉郡南三陸町歌津字 石浜四十七 阿部寿雄	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第九十 八条の四に規 定するわかれ 養殖業	十人

○宮城県告示第九百八十八号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

八十六	宮城県産 仙台味噌	有限会社今野醸造 代表取締役 今野昭夫	有限会社今野醸造	加美郡加美町下新田字小原五
五十	仙台牛	株式会社楽農ミート 代表取締役社長 笹崎静雄	サイボクハム仙台店	仙台市泉区南中山二丁目五-三
八十五	宮城県産 仙台味噌	社 ヤマカノ醸造株式会社 代表取締役 鈴木彦衛	社 ヤマカノ醸造株式会社	登米市登米町寺池九日町一

二 認証年月日

平成二十六年十一月二十八日

○宮城県告示第九百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 五頭

四 発生の場所又は区域

栗原市

五 発生年月日

平成二十六年十一月二十一日
六 患者の取扱い
法令殺

○宮城県告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市雄勝町名振字二枚畑一（次の図に示す部分に限る。）、字貢尻島一、字八景島一の一から一の四まで、字東二の二、二の三、二の六、二の一、二の一四・二の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、雄勝町船越字清水一二の二、一三の二、一六の二、一七の二、一八の一、二〇の一、二七の一（次の図に示す部分に限る。）、字小泊三の一・三二から三三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

雄勝町名振字二枚畑一、字貢尻島一、字八景島一の一から一の四まで、字東二の二、二の三、二の六、二の一、二の一四、二の一六、雄勝町船越字清水一二の二、一七の二、二〇の一、二七の一、字小泊三の一、三二から三三まで

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変 更 の 前 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	敷 地 の 延 長 (メートル)
気仙沼市大峠山一番二九二地先から 同市東八幡前一〇七番地先まで		前 二二・〇	一六・六	八八〇・〇
		後 二九・〇	七一・一	

○宮城県告示第九百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜港線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変 更 の 前 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	敷 地 の 延 長 (メートル)
塩竈市港町一丁目八九番一地先から 同市港町一丁目七五番地先まで		前 二二・〇	二七・〇	三三〇・〇
		後 二二・〇	二九・〇	三三〇・〇

○宮城県告示第九百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 仙台塩釜線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変 更 の 前 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	敷 地 の 延 長 (メートル)
塩竈市牛生町四八番一〇地先から 同市港町二丁目二六三番地先まで		前 一一・五	二二・五	一、一五三・六
		後 三〇・〇	六二・二	一、一五三・六

○宮城県告示第九百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類 石巻広域都市計画道路事業
 - 2 名称 三・二・二号門脇流留線
- 二 施行者の名称 宮城県
- 三 事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 宮城県石巻市三ツ股三丁目、三ツ股四丁目、築山三丁目、築山四丁目、大街道南三丁目、大街道

道南四丁目、大街道東二丁目及び大街道東三丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業について次のとおり認可された。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・二号門脇流留線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

宮城県石巻市魚町一丁目、魚町二丁目及び魚町三丁目地内

2 使用の部分

なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県利府町森郷字大窪南七十五番四十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県利府町森郷字大窪南七十五番地二十四

正田 明広

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市上余田字千刈田五百八十番、五百八十番地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号
一建設株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

巨理郡巨理町逢隈田沢字西川原一番、二番、三番一の一部、三番二、三番三、四番一の一部、四番六、九番三、八十四番二の一部、八十五番一の一部、同字壇ノ越三十番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号
株式会社みつば

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条第二項の規定により承認した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

塩竈市錦町三番三十九の一部、二十六番十二の一部、二十六番十三の一部、二十七番三の一部、二十八番五の一部、二十八番十五、二十九番五の一部、二十九番二十一の一部、百七番の一部、百八番の一部、百七番地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市宮城野区榴岡四丁目六番一号

独立行政法人都市再生機構

宮城・福島震災復興支援本部

本部長 板垣 満宏

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県拓桃医療療育センター整備事業における歯科医療機器 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社土屋歯科商店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目二番二十八号

五 落札金額 三千七百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年十月三日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年十二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借(W26) 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年十月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 リコーリース(株)東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 一億三百六十万二千二百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年九月十二日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)において、二十トン未満の漁船を使用して行うみだら固定式さし網漁業(以下「みだら固定式さし網漁業」という。)の操業については、次のとおり制限する。

平成二十六年十二月五日

宮城海区漁業調整委員会

会長 島 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十七年一月一日から平成二十七年二月二十八日まで

二 操業区域

石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

平成二十七年一月一日から平成二十七年二月二十八日まで

四 操業の届出

規制区域においてみだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙またら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 四の届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝さし網(おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法)又は留さし網(朝さし網以外の操業方法)によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合及び網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合及び他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

- 5 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。
- 6 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 7 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式さし網漁業の制限（平成二十六年宮城海区漁業調整委員会指示第四号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

（船体の標識）

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

（漁獲成績報告書）

第五 委員会指示五の6の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（操業届出書等の経由）

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 操業期間 平成27年1月1日から同年2月28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無線の有無

km ×	張り =	km
km ×	張り =	km
km ×	張り =	km
合計	張り	km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号
この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会
会長 嶋 山 喜 勝 印

(A4縦)

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船名
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

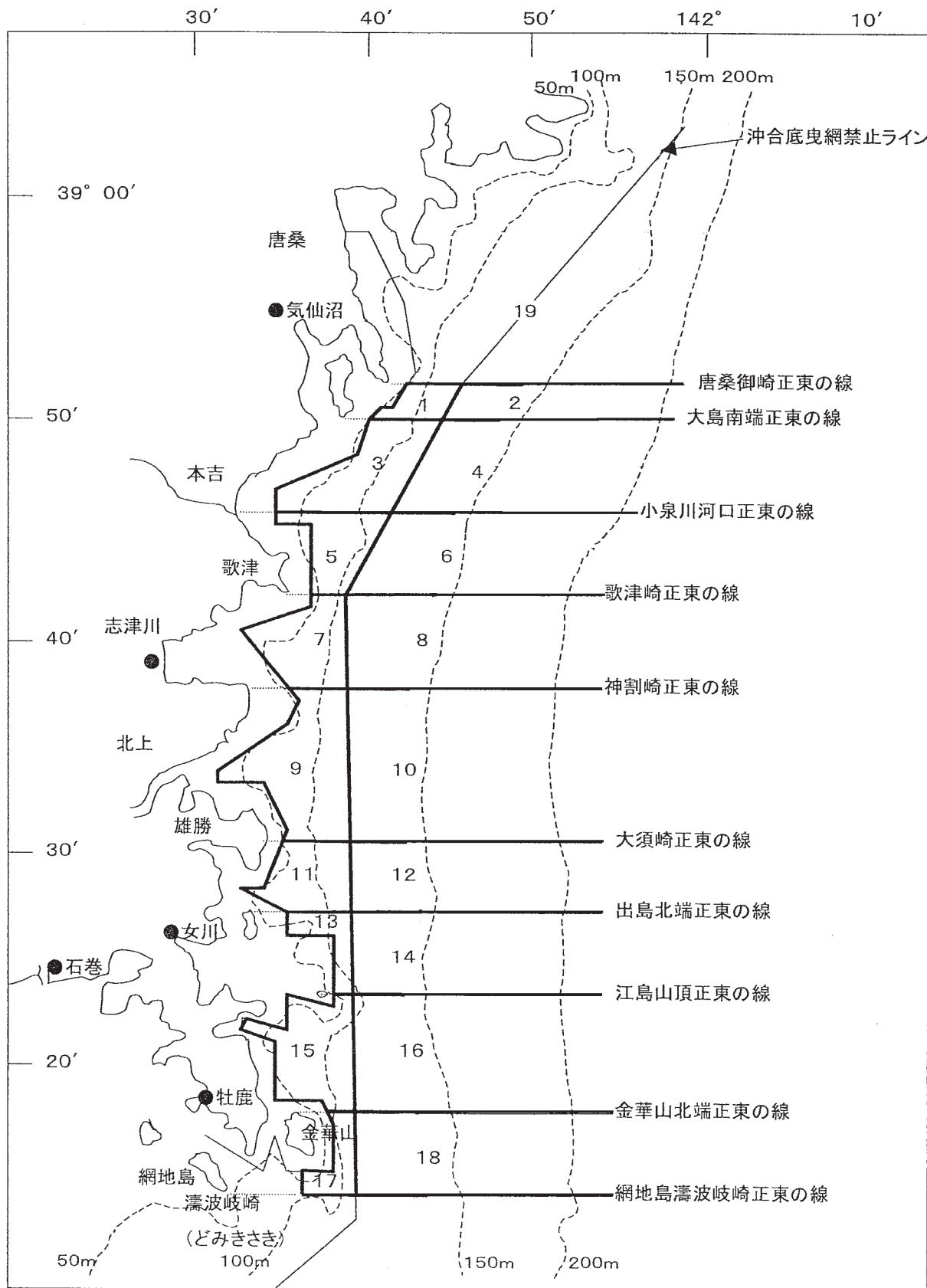
宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
刺網の規模	目 合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm)	乗 組 員	_____ 人
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反		

_____ 年 _____ 月分

日	漁場番号	水深 (m)	数量 (kg)	尾数 (尾)	金額 (千円) ※税抜き	作業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網・留さし網
2						朝さし網・留さし網
3						朝さし網・留さし網
4						朝さし網・留さし網
5						朝さし網・留さし網
6						朝さし網・留さし網
7						朝さし網・留さし網
8						朝さし網・留さし網
9						朝さし網・留さし網
10						朝さし網・留さし網
旬計						
11						朝さし網・留さし網
12						朝さし網・留さし網
13						朝さし網・留さし網
14						朝さし網・留さし網
15						朝さし網・留さし網
16						朝さし網・留さし網
17						朝さし網・留さし網
18						朝さし網・留さし網
19						朝さし網・留さし網
20						朝さし網・留さし網
旬計						
21						朝さし網・留さし網
22						朝さし網・留さし網
23						朝さし網・留さし網
24						朝さし網・留さし網
25						朝さし網・留さし網
26						朝さし網・留さし網
27						朝さし網・留さし網
28						朝さし網・留さし網
29						朝さし網・留さし網
30						朝さし網・留さし網
31						朝さし網・留さし網
旬計						
合計						

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



様式第2号

流し網, はえなわ, はもどう漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船名 丸 (漁船登録番号 -)
- 2 届出した着業種 流し網, はえなわ, はもどう (※届出している業種 (漁業) に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所屬漁協名	乗組員数	人
船名	目合：寸分 (cm)	
漁船登録番号	1張り当たりの総延長：m	
総トン数	1張り当たりの使用反数：反	
推進機関の種類及び馬力数	総使用張り数：張り (※何張り敷設しているか記入する。)	
	馬力又はキロワット	

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
			計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	経費 (千円)		経費合計 (千円)
	燃料費	人件費	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員○○人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第4号

はえなわ漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおりに、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用針数:	本	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		その他	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおりに、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数:	個	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まあなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)